

提出 順番	No. 10	平成27年11月26日 午前・午後 3時00分
----------	-----------	----------------------------

平成27年11月26日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

幕別町議会議員 野原恵子



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>障がいのある人が安心して暮らせる町に</p>	<p>1 障害者総合支援法の見直しを</p> <p>2006年に、はじまった障害者自立支援法は、「障害が重ければ重いほど負担が増える」という「応益負担」を根幹に据えたもので、障害を自己責任化し生存権を保障していくうえにおいて相容れない法でした。</p> <p>障がい者の福祉サービス利用は、それまで応能負担（負担能力に応じて自己負担額を決定）であり、約8割の人が無料でしたが、応益負担（原則受けた福祉サービスの1割負担、世帯の所得に応じて上限額の設定がある）に変えられ多くの障がい者が自己負担を余儀なくされました。</p> <p>障がい者の実態調査（2012年きょうされん調査）では、99%が年収200万円以下、生活保護の受給率は、障がいのない人の6倍以上であるなどの結果から、障がい者の生活は困難をきわめています。にもかかわらず生きるための福祉サービスに利用料を求められ、人間としての尊厳まで傷つけられ、障がい者は自立支援法の廃止を望んでいました。しかし、少しの見直しだけで2013年「障害者総合支援法」が成立し、現状は改善されていません。</p> <p>障害者総合支援法は、今年度が見直しの年となっています。国に制度の見直しを求めるとともに、町の施策を充実させるため、以下の点について伺います。</p> <p>① 65歳になると介護保険の優先利用が規定されてい</p>

	<p>るが、障がい者が障害福祉と介護保険の利用を選択できるようにすること。</p> <p>② 福祉サービス利用には、相談支援員によるサービス等利用計画書の作成が義務付けられているが、必要な相談支援員の配置を行うこと</p> <p>③ 国に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に対する基本報酬を原則、日払いから月払いに改めること。</li> <li>・福祉サービス利用を応能負担に戻すこと。</li> <li>・福祉労働者の処遇改善など「障害者総合支援法」の改善を求めていくこと。</li> </ul> <p>2 社会福祉法の改定について</p> <p>政府は社会福祉法の改定を、先の国会で成立をめざしていましたが継続審議となっています。</p> <p>その内容は</p> <p>① すべての社会福祉法人に自主財源での「地域公益活動」（無料・低額の福祉サービス）を責務化する</p> <p>② 障害分野の社会福祉施設職員等の退職共済への公費助成を廃止するとなっています。</p> <p>社会福祉法人は9割が中小の法人であり運営が困難になっていくことが予想され、利用者が必要な支援を受けられなくなる可能性が生まれます。</p> <p>従って「社会福祉法」の改定を行わないよう国に求めていくこと。</p> <p>3 手話言語条例の制定を</p> <p>手話は、聴覚障がい者同志や手話を学んでいる人々とのコミュニケーションを取るときに、手指の動きや表情などで意見を視覚に訴える視覚言語です。多くの町民が手話を学ぶことで、聴覚障がい者が町民とのコミュニケーションを広げたり、地域活動の参加などが容易になり日常の交流も広がります。</p> <p>幕別町でも手話の普及・理解を深める手立てとして、「手話言語条例」の制定をすべきと考えます。</p>
--	---

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。